

令和 年 月 日

生駒市水道事業代表者 生駒市長 様

所有者 住 所

氏 名

印

増圧装置設置猶予誓約書

下記の申込場所において、直結増圧給水方式の増圧装置設置猶予を行う給水を受けるため、給水装置工事の申込にあたり、以下の項目について誓約します。

記

申込場所

建築物名称	
所在地	

1. 増圧装置の設置を猶予した当該給水装置において、増圧装置を設置しないことに起因して給水に支障や損害が生じても、異議申し立てしません。
2. 当該給水装置が増圧装置を設置しないことに起因して、給水に支障が生じる場合又は生じる恐れがある場合は、あらかじめ確保しているスペースを利用して速やかに増圧装置を設置します。
3. 将来の配水管の水圧変動や建物使用者の使用量増加などにより、出水不良が発生した場合は、所有者の責任で増圧装置等の設置を行うなど速やかに対応し、異議申し立てしません。
4. 増圧装置を設置することとなった場合、「直結増圧給水に関する取扱い」基準を遵守し施工をします。また、速やかに指定給水装置工事事業者を通じて「給水装置工事申込書」を提出し、増圧装置の設置に伴う誓約書を提出するなど、必要な手続きを行います。
5. 当該建築物の所有権を第三者に譲渡するときは、「直結増圧給水に関する取扱い」基準に定められた内容を譲渡人に承継させて、給水条例第7条に基づく届けを提出します。
6. 当該建築物を第三者に貸与するときは、「直結増圧給水に関する取扱い」基準に定められた内容を遵守させます。

(裏面に続く)

7. 市メーターの計量及び取替え等の業務に対し協力します。
8. 承認を受けた給水装置の改造を行うときは、速やかに指定給水装置工事事業者を通じて「給水装置工事申込書」を提出します。
9. 配水管から分岐するすべての給水装置について、当方が責任を持って維持管理を行います。
10. 生駒市上下水道部が施工する工事等に伴って一時的な断水や減水、水道管の突発的な事故等が発生し、そのことが原因で出水不良等の支障を受けやすいことを充分認識し、それにより支障が生じた場合においては、異議申し立てしません。
11. 上記各項の条件を使用者等に周知し、増圧装置を設置しないことに起因する紛争等については当事者間で解決します。